

学校給食申込書

年 月 日

会津若松市長 あて

誓約・同意事項に承諾のうえ、学校給食を申し込みます。

1 申込者（納入義務者）

住所	〒		
氏名	(フリガナ)	児童等との続柄	
電話番号	※日中に連絡可能な番号を記入してください。		
	①	— —	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ()
	②	— —	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ()

2 学校給食を受ける児童等

住所	〒		
氏名	(フリガナ)		
生年月日	年 月 日	年度4月時点の学年	年
学校等名	会津若松市立		

3 「1 申込者（納入義務者）」以外の児童等の保護者

住所	〒		
氏名	(フリガナ)	児童等との続柄	
電話番号	※日中に連絡可能な番号を記入してください。		
	①	— —	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ()
	②	— —	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ()

4 学校給食の内容

※ あてはまる番号を○で囲んでください。

1	学校給食のすべてを申し込む。
2	食物アレルギー等のため、学校給食のうち、一部の食品を除いて申し込む。 ※ 除く食品を○で囲んでください。（牛乳・パン・麺）
3	学校給食は申し込まない。 （食物アレルギー等のため、弁当及び飲料を持参する。） ※ 「5 学校給食の開始希望日」と「6 納付方法」の記入は必要ありません。

5 学校給食の開始希望日

※ あてはまる番号を○で囲み、時期を記入してください。

1	年度初めから
2	年 月 日から（年度途中）

6 納付方法

※ 希望する番号を○で囲んでください。

※ 申込者（納入義務者）が就学援助（学校給食費）を受ける場合は、下記納付方法から徴収されません。

1	口座振替で、年間納付額を一括で支払う。
2	口座振替で、年間納付額を分割で支払う。
3	<p>児童手当から支払う。</p> <p>※ この納付方法を選択できる方は、申込者（納入義務者）が児童手当を会津若松市から支給されている場合のみです。児童手当を職場から支給されている方は選択できませんのでご了承ください。</p>

備考

- 1 この申込書は、児童等1人につき1枚記入し、学校等又は教育委員会へ提出してください。また、市立学校等に在籍する期間中は有効となります。
- 2 学校給食申込の意思確認のため、食物アレルギー等で学校給食の一部又は全部を受けない場合でも、この申込書を提出してください。
- 3 食物アレルギー等のため学校給食から牛乳を除いた場合は、日額を調整します。ただし、代替食を提供した場合は調整対象となりません。
- 4 食物アレルギー等のため学校給食からパン及び麺を除いた場合は、一年度の学校給食費を調整し還付します。ただし、代替食を提供した場合は調整対象となりません。
また、学校給食費の未納がある場合は、当該還付額を未納分へ充当します。
- 5 申込内容に変更が生じた場合は、速やかに学校給食申込に関する変更届（第4号様式）を提出してください。
- 6 年度の途中から学校給食を申込んだ場合は、当該年度は一括納付（前納）は選択できませんのでご了承ください。
- 7 分割で支払う（分割納付（期別））場合は、5月から翌年2月までの各月末に振替します。

【誓約・同意事項】

- 1 学校給食費の滞納が生じた場合には、その後は児童手当の支払をもって学校給食費の納付に充てます。（会津若松市から支給を受ける児童手当受給者に限る。）
 - 2 学校給食費の滞納が生じた場合には、市と学校等が互いに知り得ている情報を共有します。
 - 3 学校給食費の滞納が生じた場合には、市は、申込者、保護者及び児童手当受給者の住民基本台帳や税情報等の公簿の確認を行い、又、必要な書類を他の行政機関等に求めます。
 - 4 学校給食費の滞納が続く場合には、市は支払督促等の法的措置を執る場合があります。
 - 5 必要に応じて、保護者の児童手当の認定状況を確認します。
- ※ 市は、収集した個人情報や学校給食費に関する事務以外の目的には使用しません。

※事務処理欄

学校確認 開始日	調理場確認 開始日	学校保健給食室 確認